

別紙

答申（個）第47号

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人島根県立大学理事長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求を却下すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 本件審査請求の対象となった個人情報非利用停止決定に先立ち、審査請求人は令和3年8月10日付けで島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求を行い、実施機関は令和3年8月24日付けで条例第17条第1項の規定に基づく個人情報開示決定を行った。

この開示請求及びこの開示決定に係る個人情報の内容は、「○年○月○日に○○○○○○を通じて事務局に要請した、○○○○○○○○○○に対する要請内容が記載された文書全て（○○○○○○○への報告内容も含む）」である。

(2) 審査請求人は、この決定を受けた後、令和3年8月27日付けで条例第30条第1項の規定に基づき、個人情報利用停止請求を行った。

この利用停止請求に係る個人情報の内容は、「○年○月○日に○○○○○○○を通じて事務局に要請した、○○○○○○○○○○に対する要請内容が記載された文書（①○年○月○日○時○分に私が○○○○○○○に送信したメール、②○年○月○日○時○分に送信された○○○○○○○から私への返信メール、③○年○月○日○時○分に私が○○○○○○○に送信したメール）」（以下「本件メール」という。）である。

(3) 実施機関は、この利用停止請求に対する決定期間について、「学内における事実確認及び利用停止決定の可否判断に時間を要している。」として、令和3年9月24日付けで利用停止決定等の期間延長を行い、令和3年10月25日付けで以下のとおり決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 決定内容

非利用停止決定

イ 利用停止しない理由

メールに記載された、あなたと○○○○○○○の関係排除に関する要望事項は、○○○○○○○と○○○○○○○職員が協働して○○○○○業務を行っていることから、○○○○○○○に伝えないことは、円滑な業務運営に影響があると判断しており、島根県個人情報保護条例第29条第1項第1号に規定する利用停止を求める理由に該当しません。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年10月28日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和4年3月31日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

そ、その目的外利用の正当性を論証すべく、弁明書において条例第6条ただし書第4号該当性を主張してきたのではないか。

当初より、本件メールを文書と認識しておらず、個人情報を利用していないとの認識を持っていた旨、補足説明資料における実施機関の主張は到底受け入れられるはずがない。

イ 審査請求人の意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

(ア) 今回の情報の利用目的は、私の職務遂行上の安全配慮であり、法人が実施する安全配慮という目的で利用されるべきである。安全配慮義務を遂行するため必要かつ相当な理由がある場合、利用に正当な理由があると考えられる。

(イ) 条例第6条第4号に相当する場合は、「相当の理由」及び「権利利益を不当に害するおそれがない」の双方の根拠が必要だが、それが示されていない。

(ウ) ハラスメントトラブルで関係排除をしないといけない場合において、相談者の要望内容を相手方に伝達した場合、二次被害の危険性が高いのは常識である。二次被害が発生する可能性があるとするれば、相談者の要望内容をハラスメント加害者に漏らすという対応はあり得ない。今回は、〇〇〇が〇〇〇〇に要望事項を伝えたことが違法である。既に〇〇〇〇に私の要望事項が伝達されているが、私の個人情報の利用の仕方が違法だと確認してもらうことの利益はあると思っている。

(エ) 審査請求の趣旨としては、トラブルの相手方に相談者の個人情報を提供するのは目的外利用であって違法と確認し、実施機関にも認識させたうえで、本来の利用目的に沿って利用し、組織体制が変わっても〇〇〇〇との関係排除を継続して欲しいということである。

4 実施機関の主張

(1) 実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

審査請求人の2021年8月27日付個人情報利用停止請求は条例第29条の利用停止請求ができるときに当たらない。

本件メールについては、〇〇〇〇が審査請求人にハラスメントを行ったと認定された事実がないにも関わらず、ハラスメント事案を他の職員に伝えるよう要望する内容が含まれていることから、〇〇〇〇〇〇は、審査請求人と〇〇〇〇が、〇〇〇〇に係る業務や面談等において、直接関りを持たないよう、関係排除に関する要望事項のみを〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇職員に口頭で伝えている。

本件メールに記載された審査請求人と〇〇〇〇の関係排除に関する要望事項は、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇職員が協働して〇〇〇〇業務を行っていることから、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇に伝えないことは、〇〇〇〇業務の円滑な業務運営に影響があり、かつ、この要望事項を伝達することが審査請求人の権利利益を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

従って、条例第6条ただし書第4号に当たり、第29条第1項第1号に規定する「第6条の規定に違反して利用されているとき。」に該当しない。

よって、令和3年10月25日付の利用停止しないとの決定に違法及び不当な点はなく、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 実施機関の補足説明及び意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

ア 文書を取得したときの状況等

(ア) ○年○月○日～○日

この時点では、審査請求人から○○○○○○に送られたメールのやり取りであり、本件メールは大学で保有している文書との認識はない。

○年○月○日に送られてきた時点では、メールの目的は審査請求人の要望を○○○○○○に伝えることである。

審査請求の理由に書かれているとおり、「○○○○○○は、私の要請を受け、○月○日に上記メールを提示しつつ、○○○に私の要請内容を伝達した。」ことにより、目的は達成されている。

○○○○○○があった際は、○○○○○○に報告するようになっており、報告しないことのほうが○○○○業務の運営に支障がある。今回、○○○○○○は、悪意を持って○○○○○○に伝えたのではなく、審査請求人の要望をかなえるために伝達した。

○○○○○○及び○○○○○○職員には、メールの提示はなく、口頭で伝達しているため、利用停止請求があった本件メールの利用はされていないという認識である。

(イ) ○年○月○日～○月○日

本件メールは、令和○年○月○日に審査請求人から○○○及び○○○○あての「○○○○○○」の資料2として提出を受け、保有した文書である。

○○○○○○の資料2として提出を受けた時点の個人情報取扱事務の目的は、審査請求人からの「○○○○○○」の主張や考えを理解し、解決に向けて対応することであると考えており、目的外の利用を行っていない。

イ 弁明書において「第6条ただし書4号」にあたりと主張している理由

弁明書では、審査請求の理由で主張されたことに対して弁明を行っている。

審査請求の理由では「条例第6条が禁ずる個人情報の目的外利用であることは明らかである。」と主張しているため、仮に目的外利用であっても、ただし書第4号にあたりと主張したものである。

目的内利用と認識しているが、目的外利用であっても条例第6条ただし書第4号にあたりと予備的に主張した。

5 審査会の判断

(1) 本件請求の適否について

ア 行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）に基づく処分についての審査請求は、同法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定されている。ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益を有するもの、すなわち、当該処分について直接自己の権利利益への侵害を受け、当該処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、又は維持することができない。

イ これを本件について検討すると、審査請求人は、本件メールについて、○○○○○○が○○○○○○に審査請求人の同意なく要望事項を伝達したこと（以下「本件伝達」という。）が、条例第6条の目的外利用にあたりとして、利用停止を求めている。

その一方で、○○○○○○以外の実施機関の職員に対しては、本件メールの利

用停止を求めておらず、むしろ本件メールの要望事項に沿って、組織体制が変わっても両当事者間の関係排除を継続するよう求めている。

この点、審査請求人が問題とする本件伝達は○年○月になされ、本件メールの内容を既に○○○○○○が了知するに至ったことは、本審査会へ提出された資料、意見陳述からも明らかである。審査請求人の主張する目的外利用に限定すれば、将来に向けられた利用停止によって、既に、○○○○○○へ伝達された情報を回収し、回復することは不可能である。

ウ したがって、審査請求人には、本件決定の取消しにより回復すべき法律上の利益は認められず、不適法であるから、却下すべきである。

(2) 審査会委員の除斥について

当審査会のマユーあき委員は、島根県個人情報保護審査会規則第2条第5項及び島根県個人情報保護審査会運営要領第8条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。

(3) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

(1) 理由付記について

条例第32条第3項では、「個人情報の全部の利用停止をする決定以外の決定をする場合は、書面にその理由を付記しなければならない。」旨規定している。行政処分における理由の付記の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分理由を開示請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与えるために行うものである。

実施機関は、本件非利用停止決定通知書において、「○○○○○○と○○○○○職員が協働して○○○○業務を行っていることから、○○○○○○に伝えないことは、円滑な業務運営に影響があると判断しており、条例第29条第1項第1号に規定する利用停止を求める理由に該当しない」と記載するのみで、具体的な適用条項との関係については提示していない。

今後、実施機関は、非利用停止決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、適用条項を示した上で、具体的な理由付記に努めるべきである。

(2) ハラスメントに対する相談内容を含む個人情報について

条例第6条は、「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」とし、「(1)本人の同意があるとき。(2)法令等の規定に基づくとき。(3)個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。(4)当該実施機関の事務を遂行する上で当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。」と規定している。

ア 本件メールの内容は、○○○○○○経由で○○○○○職員に対して、審査請求人と○○○○○○との情報共有等に際し、○○に関する情報を取り扱う場合は、二人の関係性に配慮を依頼する内容である。

イ 実施機関は、本件メールの内容を○○○○○○へ伝達した理由について、「審

査請求人から提出された〇〇〇〇〇の主張や考えを理解し、解決に受けて対応するためであり、ハラスメントトラブルを解決し、〇〇〇〇業務の円滑な運営のために必要であった。」と主張している。

しかし、本件メールの内容を見分するに、審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇本人とのトラブルの鎮静化を目的として、同人との関係排除を希望している。また、本件メールは、ハラスメントに対する相談内容を含むため、いわゆる、機微な情報として、その取扱いには慎重な配慮を要したと指摘できる。そのため、少なくとも、メール送受信者間において、〇〇〇〇〇職員以外の職員へ審査請求人の要望事項を伝達することは予定されていなかったものと思料される。これに反し、トラブルの相手方へ直接本件メールの内容を伝えることは、むしろトラブルを再燃させ、両当事者間の関係を悪化させる恐れが強く、本件メールについて想定された上記利用目的にも反するというべきである。

ウ また、実施機関の意見陳述によると、本件伝達当時、ハラスメントトラブルの存在があり、〇年〇月時点において、このトラブルに起因する両当事者間の関係排除については、双方とも要望しており、学長からも接触を避けるよう両当事者に伝えられている。さらに、幹部職員にはすでに認知されている状況にあったとのことである。

したがって、〇〇〇〇〇〇〇が直接、〇〇〇〇〇〇〇へ審査請求人の要望を伝達しなくとも、実施機関において関係排除の対応をとることは可能であったと思料され、〇〇〇〇〇〇〇へ直接伝達しなければ円滑な業務運営が達成できないとする相応な理由は見いだせない。

エ 上記のとおり、本件メールの内容を、当事者本人へ伝達することは、両当事者間のトラブルを再燃させるおそれもあり、審査請求人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、審査請求人の同意なく、要望事項を伝達したことは、条例第6条の目的外利用にあたり、かつただし書のいずれにも該当しないと考えるを得ない。

今後、実施機関には、ハラスメントに対する相談内容を含む個人情報の取扱いに慎重な対応を望みたい。

(諮問第47号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年 3月 31日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 4年 5月 19日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 6月 23日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 7月 12日	審査請求人からの意見書を受理
令和 4年 8月 26日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 9月 15日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 4年10月 11日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 4年11月 15日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 4年12月 15日 (審査会第7回目)	審査請求人及び実施機関の意見陳述、審議 (第2部会)
令和 5年 1月 19日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 3月 9日 (審査会第9回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 4月 20日 (審査会第10回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 5月 25日 (審査会第11回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 6月 15日 (審査会第12回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 7月 13日 (審査会第13回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 8月 17日 (審査会第14回目)	審議 (第2部会)
令和 5年10月 19日	審議
令和 5年11月 30日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿
(令和4年度までは島根県個人情報保護審査会)

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユー あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会 (~R4.10.2)
熊谷 優花	弁護士	第2部会 (R4.10.3~)

※本件諮問案件については、マユーあき委員は審議に参加していない。

